



茨城県報

第 616 号

令和 7 年 (2025年) 5 月 29 日

木 曜 日

目 次

規 則	ページ
●刑法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係規則の整理に関する規則（総務課）	1
●茨城県災害対策本部事務局の組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則（防災・危機管理課）	3
●茨城県海面漁業調整規則の一部を改正する規則（漁政課）	3
●茨城県内水面漁業調整規則の一部を改正する規則（漁政課）	4
●茨城県霞ヶ浦北浦海区漁業調整規則の一部を改正する規則（漁政課）	4
(教 育 委 員 会)	
●茨城県教育職員免許状規則の一部を改正する規則	6
告 示	
●救急告示医療機関の認定（医療政策課）	6
●救急医療協力医療機関の指定取消し（2 件）（医療政策課）	7
●医療扶助給付決定に関する手続書類等の様式の一部改正（福祉人材・指導課）	7
●指定障害児通所支援事業者の指定（32件）（障害福祉課）	16
●指定障害児通所支援事業者の指定更新（3 件）（障害福祉課）	24
●指定障害児通所支援事業者の廃止（障害福祉課）	25
●木材業者等の登録（林政課）	25
公 告	
●地籍調査の成果認証（農地整備課）	26
●落札者等の公示（2 件）（検査指導課）	26
(企 業 局)	
●落札者等の公示（2 件）	27
(教 育 委 員 会)	
●落札者等の公示	28
指 示	
(茨城海区漁業調整委員会)	
●漁業法に基づく指示	28

規 則

茨城県規則第54号

刑法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係規則の整理に関する規則を次のように定める。

①水道用ポリ塩化アルミニウム8,774,000kg（予定数量） ②茨城県企業局総務課 茨城県水戸市笠原町978番 6 ③
令和 7 年 5 月 15 日 ④林六株式会社 東京支店 支店長 廣部靖宗 東京都千代田区神田須田町二丁目 6 番地 ⑤
44.00 円（1 kg 当たり）に消費税額と地方消費税額の合計を加えた額 ⑥一般競争入札 ⑦令和 7 年 4 月 3 日

（教 育 委 員 会）

●落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

令和 7 年 5 月 29 日

茨城県教育委員会教育長 柳 橋 常 喜

- 1 落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量
茨城県教育情報ネットワーク運用保守業務委託 1 式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
教育庁学校教育部教育改革課 茨城県水戸市笠原町978番 6
- 3 落札者又は随意契約の相手方を決定した日
令和 7 年 4 月 1 日
- 4 落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所
住所 東京都新宿区西新宿二丁目 3 番 2 号
氏名 KDD I 株式会社 代表取締役社長 C E O 松田 浩路
- 5 落札金額又は随意契約に係る契約金額
69,600,000 円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約を行った理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 11 条第 1 項第 2 号

指 示

（茨城海区漁業調整委員会）

茨城海区漁業調整委員会指示第 1 号

茨城県海面における遊漁のまき餌釣りについて、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 120 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和 7 年 5 月 29 日

茨城海区漁業調整委員会

会 長 清 水 信 宏

- 1 茨城県海面での遊漁のまき餌釣りについて、次の各号のとおり制限する。ただし、試験研究又は教育実習を目的とするものとして、茨城海区漁業調整委員会の承認を受けた者は、この限りではない。
 - (1) 船舶を使用する遊漁のまき餌釣りを行ってはならない。

(2) 船舶を使用しない遊漁のまき餌釣りを次の場所を除いて行ってはならない。

場所	位置
鹿島港魚釣園	茨城県鹿嶋市新浜地先

(3) (2)の場所で使用できるまき餌の量は、1 人 1 日あたり 2 キログラム以内とする。

2 この指示の有効期限は、令和 7 年 5 月 29 日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。

3 この指示の定めるもののほか取扱いの細目については、まき餌釣りに係る委員会指示取扱要領の定めるところによる。

まき餌釣りに係る委員会指示取扱要領

令和 7 年 5 月 29 日付け茨城海区漁業調整委員会指示第 1 号による、遊漁のまき餌釣りに係る委員会指示に基づく承認に関する取扱いは、次のとおりとする。

（申請書の提出）

- 1 遊漁のまき餌釣りの承認を受けようとする者は、承認申請書（様式第 1 号）を委員会に提出しなければならない。

（承認証の交付）

- 2 委員会が承認したときは、承認証（様式第 2 号）を申請者に交付する。

（承認の条件）

- 3 承認の条件は、次のとおりとする。
 - (1) 採捕にあたっては、委員会が交付した承認証を携帯しなければならない。
 - (2) 採捕の承認を受けた者は、採捕終了後速やかに採捕状況を委員会に報告しなければならない。

（承認証の書換交付）

- 4 承認証の記載事項（氏名又は名称を除く。）に変更を生じたときは、遅滞なく承認証書換交付申請書（様式第 3 号）を委員会に提出し、書換交付を受けなければならない。

（承認証の再交付）

- 5 承認証を亡失し、又はき損したときは、遅滞なく承認証再交付申請書（様式第 4 号）を委員会に提出し再交付を受けなければならない。

様式第 1 号

まき餌釣り試験研究等採捕承認申請書

令和 年 月 日

茨城海区漁業調整委員会会長 殿

申請者の住所

氏名又は名称

（電話番号 ）

委員会指示に基づくまき餌釣りによる採捕承認を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 目 的

2 採捕計画の概要

- （1）採捕場所
- （2）採捕期間
- （3）採捕する水産動植物の種類及び数量
- （4）使用する漁具及び漁法
- （5）使用するまき餌の種類及び数量
- （6）使用する船名（船舶を使用する場合）
- （7）採捕に従事する者の住所及び氏名

3 添付書類

試験研究又は教育実習計画書、関係漁業協同組合の同意書等

様式第 2 号

茨調第 号	
まき餌釣り試験研究等採捕承認証	
住 所	
氏 名 又 は 名 称	
採 捕 場 所	
採捕する水産動植物の 種 類 及 び 数 量	
使 用 す る 漁 具 及 び 漁 法	
使 用 す る ま き 餌 の 種 類 及 び 数 量	
使 用 す る 船 名	
採 捕 に 従 事 す る 者 の 住 所 及 び 氏 名	
承 認 有 効 期 間	
令和 年 月 日	
茨城海区漁業調整委員会	
会長	

様式第 3 号

令和 年 月 日

茨城海区漁業調整委員会会長 殿

申請者の住所
氏名又は名称

まき餌釣り試験研究等採捕承認証書換交付申請書

交付を受けた承認証（承認番号 ）の記載事項に下記のとおり変更が生じたので、書換交付を申請します。

記

1 変更事項

事 項	変 更 前	変 更 後

2 書換えようとする理由

様式第 4 号

令和 年 月 日

茨城海区漁業調整委員会会長 殿

申請者の住所

氏名又は名称

まき餌釣り試験研究等採捕承認証再交付申請書

交付を受けた承認証（承認番号 ）を亡失（き損）したので、再交付を申請します。

記

1 承認番号

2 船 名

3 亡失（き損）の理由